



海域環境に関する調査の情報収集等

「海洋ごみの回収、処理等に関する支援」

令和6年8月
環境省

海洋ごみの及ぼす
様々な影響

国内外問わず様々な地域からご
みが漂着（漂着地に責任無し）

漂着地のみの努力
では解決困難

船舶航行

海洋環境

沿岸居住環境

観光・漁業



海岸漂着物処理推進法が議員立法により成立

（平成21年7月）

第29条 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要
な財政上の措置を講じなければならない。

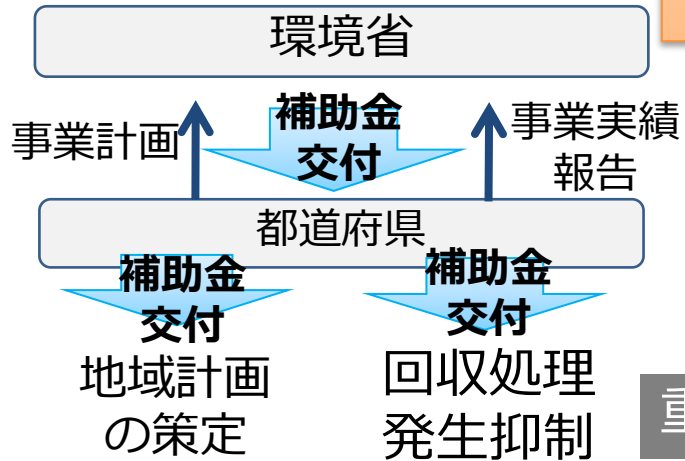
海岸漂着物等地域対策推進事業

地方公共団体が実施する海岸漂着物及び漂流・海底ごみの
回収・処理に係る事業、発生抑制対策に係る事業等に対し、
補助金で支援。

○補助率：通常 7/10→有八特措法指定地域 8/10に嵩上げ

○地方負担に対する特別交付税措置 80%

⇒ 地元自治体の負担は4%



重機やボランティアによるごみの回収処理活動

○有明海、八代海における活用状況

有明海、八代海等においても、本事業を活用して多くの漂流漂着物を継続的に処理することにより、海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨害等を防止している。

また、特に大雨の直後等には多くの流木・漂着ごみなどが確認される状況にあり、これらの回収・処理等にも活用されている。

2023(令和5)年度には、有明海で約516t、八代海で約285t の海洋ごみの回収・処理が行われた。

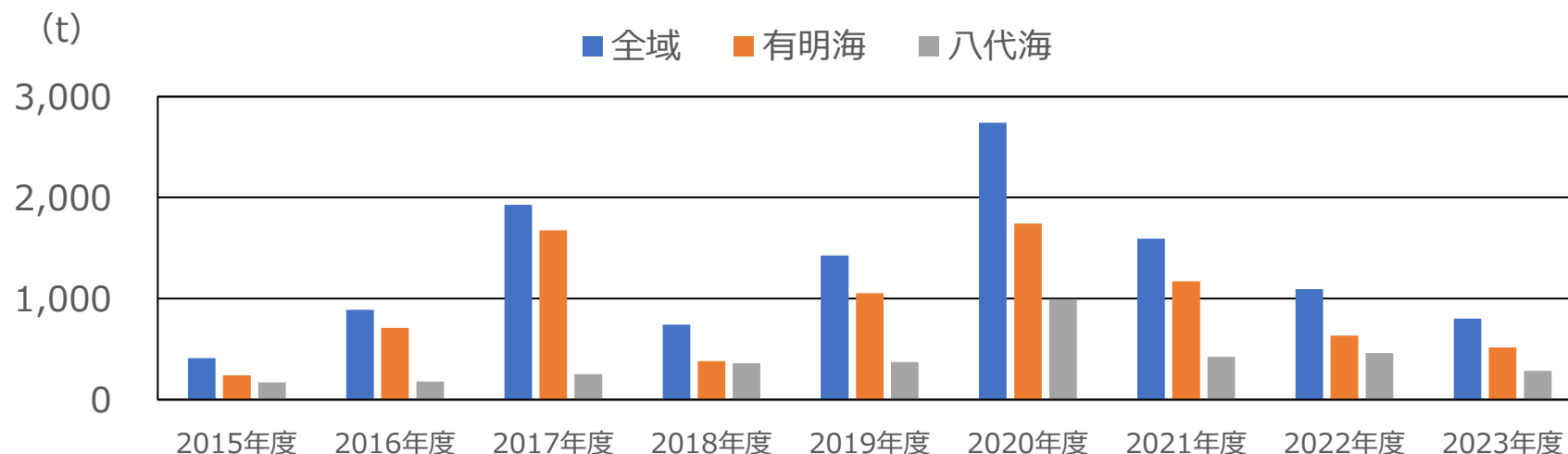


図 有明海・八代海における海洋ごみの回収量の推移

重機やビーチクリーナーによる回収



多くは民間業者が請け負い回収

ボランティアによる回収



一部はボランティア等により回収。
普及啓発活動の一環で行われることも多い。

ボランティアによる 清掃活動

